

(代金全納の場合)

売 買 契 約 書

- 一 売 買 代 金 額 円也
(うち取引にかかる消費税及び地方消費税額 円)
- 一 物 件 名 7 県森売第 1 号 令和 7 年度長崎県民の森林産物売払 (立木)
- 一 物 件 所 在 地 長崎市神浦北大中尾町 長崎県民の森 地内
- 一 売 払 物 件 立 木 2,301.12 m³

物 件 内 訳

樹 種	本 数	材 積	備 考
ヒノキ	4,964 本	2,301.12m ³	主伐 64年生
計	4,964 本	2,301.12m ³	計 4.59ha

上記物件の売買について、売払人 長崎県知事 大石 賢吾 (以下「甲」という。) と買受人 (以下「乙」という。) とは、県営林産物売払規則 (昭和41年長崎県規則第30号以下「規則」という。) 及び別記条件により売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売払人 (甲) 長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号
長崎県知事 大石 賢吾 印

買受人 (乙) 住 所
氏 名 印

条 件

第1条 契約保証金は 円とする。

この契約保証金は、売払代金が完納となる時売払代金に充当する。

第2条 売払代金は、令和 年 月 日までに完納しなければならない。

なお、この期限までに代金が完納されない場合は、延納日数に対し契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下、「財務大臣が決定する率」という。）と同率の率を乗じて計算した額（円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）の違約金を徴収する。

第3条 乙は、その引渡し前において売払物件を処分しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

第4条 売払物件の引渡しは、売払代金完納の日から15日以内に前記物件所在地において双方立会の上行うものとする。

乙が引渡しに立会わず又は立会うことができないときは、甲が売払物件引渡の通知をしたことにより引渡したものとする。

2 前項の規定により売払物件の引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。

第5条 乙は売払物件の引渡しを受けた後において、搬出未済の物件を他人に譲渡しようとするときは、当該物件について乙が県に対して有する権利義務は、譲受人が継承する旨を記載した書面に乙と連署して、甲に届けなければならない。

2 前項の場合に乙は、譲渡人と連帯してその責に任ずるものとする。

3 第1項の届け出がないときは、その譲渡をもって県に対抗することができない。

第6条 売払物件の搬出期間は、令和8年9月30日までとするが、甲が別に定める区域については、搬出期間を令和7年11月30日までとする。

売払物件は、この期限までに施業地外に搬出しなければならない。

2 不可抗力により搬出することができない期間は買受人が遅滞なくその事由を申し出て、甲の承認を受けたときに限り搬出期間に算入しない。

第7条 乙がやむを得ない事由により前項の期間延長を申請したときは、甲はその事由を審査して必要を認めるときは、売払代金に対し延長日数につき契約締結日における財務大臣が決定する率と同率の率を乗じて計算した額（円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）の搬出期間料を徴収して期間延長するものとする。

第8条 乙は物件の搬出が全て終了したときは、遅滞なく別紙搬出済届を提出し甲の検査を受けなければならない。

搬出済届を提出したとき又は搬出期間が満了したとき、搬出未済の物件は、甲に帰属する。

第9条 乙は売払物件の伐採、搬出にあたり、売払物件以外の立木又は林地若しくは甲の施設に損害を与えたときは、直ちに甲に申し出てその指示に従い賠償の責を負うものとする。

その行為が乙の使用人又は請負人の行為であっても同様とする。

2 乙において伐採する必要がある場合は、当該支障木の処置につきあらかじめ文書により申し出て、甲の指示を受けなければならない。

第10条 乙は、前条第2項に基づきあらかじめ甲の承認を受けた支障木については、甲の決定価格で買いとるものとする。

その他誤伐木に対しても同様とし、この場合甲は賠償金相当額を加算する。

第11条 乙は、この契約締結後は、売払物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であることを発見しても、甲に対し、売払物件の補修の請求、代替物の引渡し請求、不足分の引渡しによる履行の追完の請求、その不適合の程度に応じた代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が消費者契約法（平成12年法律第61号）の適用を受ける場合は、乙は、売払物件の引渡しの日から2年間に限り、売払物件に契約不適合があることを発見した場合、甲に対し、売払物件の補修の請求、代替物の引渡し請求、不足分の引渡しによる履行の追完の請求、その不適合の程度に応じた代金の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができるものとする。

第12条 本契約締結後において、甲の責に帰さない事故及び天災その他不可抗力によって売払物件に損害若しくは異動又は隠された瑕疵があっても乙は、異議をのべないものとする。

第13条 用途を指定して本契約を締結した場合は、甲の承認なくして当該物件をその目的以外に使用し、消費し、担保に供し、又は第三者に譲り渡してはならない。

第14条 乙が前条に違反したときは、売払代金の100分の50を違約金として徴収されても異議をのべることはできない。

第15条 売払物件に関し、甲の責に帰すべき事由以外の事由により、第三者に損害を与えた場合は、乙がその責を負うものとする。

第16条 乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 売払物件の搬出前に、物件の内容を確認し、誤って売払物件以外を搬出しないよう注意しなければならない。万が一、売払い物件以外を搬出した場合は、乙はその賠償の責を負うものとする。

(2) 乙において物件搬出に際し搬出路開設等について施業地を使用するときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(3) 乙が設けた施業地内の設備は、その使用を終わり又は契約を解除したときは、甲の指定した期間内にこれを除去し、土地を原状に復しなければならない。

(4) 乙が第2項及び第3項の規定に違反して甲に損害をあたえたときは、乙はその賠償の責を負うものとする。

第17条 乙は、甲から跡地検査に立会いを求められたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

第18条 甲は、必要があると認めたときは、乙と協議のうえ契約の変更又は履行の中止をすることができる。

第19条 乙において、長崎県財務規則第117条の規定に該当した行為があるときは、甲は本契約の一部又は全部を解除することができる。

この場合乙は、き損が生じることがあってもその補償を要求しない。

2 甲は、次に掲げるときは、催告しないで、本契約を解除することができる。

(1) 義務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 乙がその義務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 義務の一部の履行が不能である場合又は乙がその義務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合で、残存する部分のみでは契約目的を達することができないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその義務の履行をせず、甲が催促をしても契約目的を達するものに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

3 前項により契約を解除した場合には、当該契約につき納入した契約保証金があるときは、当該契約保証金に帰属し、契約保証金のないときは甲は違約金として、売払代金の百分の十に相当する金額を徴収する。

4 前項により生じる損失において甲がき損を生じた場合は、乙はその補填を行う。

第20条 乙が搬出に際し、施業地外の施設（公道敷、公共施設のほか公共のものか否かを問わない）を使用する場合、乙は使用に要する手続きを自らの責任を持って行うものとし、甲はその使用に際し一切関知しない。

第21条 甲は、乙が長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成22年9月13日施行）別表1に掲げる措置用件のいずれかに該当すると認められた場合、勧告そのほかの手続きを要することなく、この契約を即時解除することができる。

2 甲が、前項の規定により、この契約を解除した場合には、甲は、これによる乙の損害を賠償する責を負わない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合は、乙は、委託料の百分の十に相当する金額を違約金として甲に支払うものとする。

第22条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

2 前項の規定により損害賠償の請求ができる場合において、甲は、次に掲げるときは義務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

(1) 義務の履行が不能であるとき。

(2) 乙がその履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 義務が契約によって生じるものである場合において、その契約が解除され、又は義務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

第23条 本契約に疑義があるときは、甲乙双方協議のうえ決定するものとする。